

第十五回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和二十七年十二月二十五日(木曜日)
午後五時六分開会

出席者は左の通り。

委員長 油井賢太郎君
理事 石村 幸作君
中田 吉雄君

委員 宮田 重文君
岡本 愛祐君
館 哲二君
小笠原 三男君
原 虎一君

國務大臣 本多 市郎君

政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁行政部長 小林 興三君
自治庁財政部長 武岡 憲一君
事務局側

説明員

自治庁財政課長 奥野 誠亮君
常任委員 福永 興一郎君
会専門員

本日の會議に付した事件

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事の補欠選任の件

○委員長(油井賢太郎君) 只今より委員會を開会いたします。先日來に引続きまして、平衡交付金関係の二法案に

つき質疑を続行いたしますが、本多國務大臣、武岡財政部長並びに鈴木次長が見えておりますから、御質疑のあるかたは御質疑を願いたいと思ひます。
○中田吉雄君 資料についてお尋ねいたしますが、簡単な質問ですからお許し願いたいと思ひます。各地方団体に交付すべき普通交付金の金額の算定方法の改正に関する試算表、道府県分及び大都市分として昭和二十七年十二月五日に頂いた資料であります。これは、お尋ねいたしますが、改正前の単位費用で千二百五十億の配分をやる際に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を適用した場合にそうなるという意味ですか、お伺ひいたします。

○政府委員(武岡憲一君) 提出いたしましたこの資料の数字でございますが、この計算は御指摘の通り、いわゆる仮決定に用いました現行法の単位費用を用ひまして、それから補正係数或いは数値の算定方法につきましては、先に行いました仮決定で計算をいたしました数字をもとにいたします。ただ今回御審議を頂いておりますいわゆる按分方法に關します算定方法を用ひればこのように通つて来る、こういうことを試算いたしましたのであります。
○中田吉雄君 そうしますと、今後出ました昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に關する法律案でやつてみました場合も、大体この趨勢というものは、これと余り変わりはないと承していいですか、それは

どうなんでしょうか。
○政府委員(武岡憲一君) 只今御審議を頂いております単位費用の特例に關します法律案は、御覽の通り内容におきまして、殆んど大多数の単位費用につきまして改正いたすことになつておりますから、これは試算をいたしてみましても、余り確實なことは申し上げかねるのでございます。ただ傾向といたしましては、前に御説明申上げましたように、大体給與関係の経費を單位費用の中に増額いたしておりますので、改正でございまして、給與費が非常に多くを占めております行政項目につきましては、大体同じような比率で伸びて行くというふうにお考え頂いて結構かと思ひます。ただ各団体ごとにつきまして、傾向としてこの通りになるかどうかというところは断定的に兼ねますし、それから今一つ、今度單位費用を新たにおきめ頂きましたならば、いわゆる近く行われます本決定におきまして、前の仮決定の結果等にも鑑みまして、補正係数等につきましても、若干の修正をいたしたい、かように考えておりますので、實際に出て参ります数値につきましては、只今のところ何とも申上げかねる次第でございます。

○中田吉雄君 實際言いますと、この單位費用の特例に關します法律案の審議の際に、それと不可分の關係にある補正係数について、それとの比較で見るとなかつ、この法律案の審議には實際不十分ではないかと思ひます。
○政府委員(武岡憲一君) 大局から見ますれば、相対的に單位費用が増額になつております分を除きましては、そう大した根本的な、非常に大きな差が出るとは考えておりません。
○中田吉雄君 補正係数についても若干改めねばならぬではないかと思ひます。この点について、どういふ点が主に問題ですか。概括的に一つちよつとその点を……。
○政府委員(武岡憲一君) これは只今なお検討中でございます。具体的な案を得ておりませんが、極く主なものにつきまして一、二申上げますれば、一、応考えておるところを御参考までに申上げたところを御参考までに、一つは市町村の合併を行なつた場合の段階補正の問題でございます。これはかね／＼委員會におきましても皆様がたから御指摘を頂いた点もございまして、合併を行なつたために、平衡交付金の算定上段階補正の適用のために却つて不利になるといふような市或いは町村が起つて来る虞れがございします。その中で、そういうものにつきまして或る程度の補正をいたしたいというような点でございます。それからもう一つは、人口等のとり方につきましても、まあこれはいろいろ資料等の關係がございまして、必ずしも最近の事態に即応した的確な数値がとれなかつたといふような点もございしたので、できればそういう点につきましても成るべく新しい事態に即応し得るような数値のとり方はないものであらうかといふような点で研究をいたしております。或いは又面積のとり方なんかいたしまして、今回地理調査所におきましてかなりまあ權威のあると申しましようか、公表した資料が発表されておりますので、そういうたような資料を使つて行きたい。まあいろいろ細かい点がございしますけれども、大体大きな点は、そういうたような点を中心にいたしまして、只今更に検討中でございます。

○中田吉雄君 本多長官を初め自治庁並びに国会の地方行政との關係で、まあ地方に対する年末の措置について大分前進したではないかと思ひます。非常に同慶の至りですが、我々としても道般の消息をもう少し知つておくことが必要だと思ひますが、鈴木次長にお尋ねいたしますが、地方に對しましてとられた措置について技術的な問題についてお伺ひいたします。

客は、今回年末に際しましては國家公務員の給与改善につきましては現行の法令及び予算の範囲内において措置いたすこととなつたのでありますが、これに準じて措置するための地方に対する國の財政措置につきましては、今後の

地方財政状況の推移と睨み合せまして後日考慮したい所存でありますという内容でございます。この内容を昨夜電報を以ちまして地方に連絡いたしました。なおこれらの趣旨に関しま

しては、在京の知事等もおりましたし、又全国知事会等もこの結果につきまして非常に関心を持っておりましたので、直接口頭でこの趣旨を伝えました。全国市長会或いは町村会につきましても、同様の趣旨の連絡をいたした次第でございます。

○中田吉雄君　大体只今お述べのよう
な措置で国家公務員に準じての措置が、
地方公務員にもなされると思います
が、仮にやるといたしますれば、地方
の教職員に対してはどんな恰好になる
ことが予想されるでしょうか。貸付金
というような形でもできるのでしょうか
かどうかでしょうか、超勤というよう
なものがないとすれば……。

○政府委員(鈴木俊一君) 給与に關しましては、現在の地方公務員法並びに教育公務員特例法の建前におきまして、地方が條例で自主的に定められるようになつておるわけでございまして、それらの原則に立ちまして、地方といたしましては國家公務員に準する適切な処置が行われるであらうというふうに觀察される次第でございます。

○中田吉雄君 適切な措置とすれば、どんなことが條例で予想されますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはちと

つと、それ／＼の団体の事情に應じま
して適切な措置が行われるであらうと
存じまするので、かような方法がとい
うことはちよつと今ここから申上げる
情報把握に不足している次第でござ
います。

○小笠原二三男君　その問題は、岡野
文相との間にも十分な連絡の上それぞ
れ手落ちない措置がとられることを希
望し期待して措置されたことであるか
どうか、簡単なところで一つ……。

○政府委員(鈴木俊一君) 昨晚、大臣の命を受けまして、岡野国務大臣ともさまざまな趣旨の連絡を地方に電報いたしましたことについて連絡をいたしましたので、その了解を求めました。文部省といたしましては、国家公務員である教育委員会事務員につきまして、国が行いますとこ

るの措置をそのまま参考のために通知しておるのであります。自治庁といなしたわけは、本多國務大臣の国会における御答弁の趣旨を連絡いたしましたわけでございます。

○小笠原二三男君 別な問題だけたつた一つ私お尋ねしますが、それは、もう一般的に抽象的にめくら減法の直感として単位費用の法案についてお尋ねするので、結局単位費用そのものの

の金額がここに増えるということであつた。一つ／＼の行政項目における基準財政需要額というものは筋が通つて増えては行つても、それを適當な財源になるように調整を加えるために補正係數などというものが使われるという状態になるのではない。もう一度申し上げますと、個々の問題はそれ／＼筋が立つて基準財政需要額がこうでなければならぬという計算になつたものも、補正係數を以て適當にその筋が、もうその意

味が損なわれてしまうかも知れないほど補正係数というものにやられてしまう。そういうことに補正係数が使われるという傾向が大きいのではないかと、う、ただ単なるこれは臆測で聞いていることだ。その補正係数があるから、自治庁としてもまあうま味のある選買の付いた適当な結論が出て来るように、うまくその点は作つて来るのではないかというふうな、誠に私は邪推深き男ですから、そういう邪推を直感

的に持つ。この点について私よく調べておらんのでわかりませんが、端的に御説明願いたい。

○国務大臣(本多市郎君) 誠にそうした御觀察をされますと、御心配御尤もだと存じますが、補正係数も總理府で発表いたしましたして、適用は、地方団体

にもどういうふうに適用されるかということを示しておくようなものでございまして、決して自治庁でその補正係数の適用の場合を左右できるというものではございませんので、これも元来

法制化すべきでございませうけれども、今日までいらく補正係数には研究の足らないことがございましたために、法制化されないのでありますが、法制化されたと同じ建前で運用されておるの

でございまして、そういう御心配はないことと存じております。

○小笠原二三男君　私は法制化されておらないで、而もそれは地方で措置されるというけれども、法制化されておらないから、その補正係数というもの、自治庁で全体的な平衡交付金額のは、政府決定に見合つて、その補正係数をいじくつて行くことができる、こういう問題があつて、その補正係数というものからならみをつけるという、

位費用のところは、如何ように優遇して措置しておつても、結構適當なところにとどまるのだという自信が自治庁のほうにあるのではないかと、それでは法で誠に立派だが、補正係数というものはくせものではないかという私は邪推がある、こういうわけです。

○国務大臣(本多市郎君) 単位費用は、一覽いたしましただけでは、かなり複雑なように見えますけれども、これは標準団体に対する単位費用を測定いた

してあるのでございますが、それだけの簡単な標準では実情にどうしても即いがないという、まあ計算の内訳と申しましうか、そうしたものを総理府令でこれを制定いたしました、これは明らかにして適用するのでございませう。この総理府令を変更いたしますます。

る補正係数から、来春の国会に法制化するよう提案する御準備があると
いうことをごさいますか。

○国務大臣(本多市郎君) 今事務的な
研究を進めておるのでございますが、
二十八度からその法制化された補正係
数が適用されるように只今努力をいた
しております。

○小笠原三三男君 私は先ほど来この
二法案を年内に通過しなければならん
という主張をなされたことからすると
ば、あなたの方のほうでも実質的にこれ
が地方のために措置されるように、総
理府令による補正係数は今年よりも動
かない、今のものでもやるのならやると
いう言明があるか、或いは今度の問題
にからんでも補正係数は法制化して
三本で行つて出してやること、あな
たの方の主張そのものが完璧に主張され
る途ではないか、二つの法だけは通し
て置いて、穴のほうはきちんとななた
の方のほうで持つておられるということ
では、これは如何のような事態になるこ
とかわからん、これも私の邪推なんど
ございまして、それが邪推でないとい
うように一つ御説明が願いたい。

○国務大臣(本多市郎君) 今年度内に
用います補正係数は、大体において
動かないつもりでございますけれども、
も、最前財政部長から申上げましたよ
うな点については、再検討の上決定い
たしたいと考えております。実は補正
係数の安定ということ、非常にこれ
は研究に研究を重ねた上でなければな
らんという趣旨から、二十九年度から
補正係数を法制化するという法律上の
建前になつておるのでございまして、
ども、併し少し早くやはり地方団体に
計算の根拠を法律で示すということ

が、地方財政の安定のためであると考
えまして、努力いたしました結果、来
年度からは法制化したものを適用し得
るようという目標で努力いたしてお
る次第でございますから、是非御了解
願いたいと思ひます。

○小笠原三三男君 そうすると本年度
の補正係数として、来年度適用分につ
いて一部変更されるかも知れないとい
う財政部長の御答弁は、いはいの意
味に変更があるというふうに了解して
よろしいございませうか。

○国務大臣(本多市郎君) 全く仰せの
通りでございます。

○委員長(油井賢太郎君) 他に御質疑
はありますか。

○中田吉雄君 補正係数の問題です
が、経費の種類としてのその他の諸費
の人口の測定単位、その補正係数につ
いて大県と小県というふうな関係か
ら、それについては補正係数によつ
て、今後昨年とは違つた変化が予想さ
れますか、その点を一つ……。

○説明員(奥野誠亮君) その他の諸費
に係ります補正係数につきましては
、府県分については大体その仮決定
の際に用いました係数でよろしいので
はないかというふうに考えられます。

○中田吉雄君 こういふ資料があるで
しょうか、これは昭和二十六年度の基
準財政収入額と実際収入額とを対比し
てどうなつておるか。それから同じく
基準財政需要と決算額との比較はどう
なつておるか。お尋ねしますのは、国
家財政その他の建前からして、平衡交
付金をできるだけ少くせざるを得ない
事情から、基準財政収入額をできるだけ
過大に見積り、基準財政需要をでき
るだけ少く見積らざるを得ない、そこ

で決算額との差があるというふうなよう
ことが予想されますが、昭和二十六年度
の決算資料も集つていますが、平衡交
付金がこれだけの額で妥当であるかと
ことは、やはり基準財政収入額と実際
とのずれ、基準財政需要額と実際額と
のずれを知る必要があると思ひます
が、そういうものはありますか。

○説明員(奥野誠亮君) 基準財政収入
額の七分の十の額と、税収の決算額と
を比較することがよろしいと思ひので
あります。大体府県につきまして
の基準財政収入額の七分の十の額のほ
うが百数十億円下廻つておると思ひま
す。昨年は案外企業の状況がよかつた
ものでありますから税収の決算額の
ほうが多かつたやうであります。基準
財政需要額と各地方団体の僅かの行政
項目に出しました一般財源との開きな
どにおきましては、これは地方団体に
よりましては相当大きな差がございま
す。場合によつては基準財政需要額の
ほうが大きいものもございまして。又相
当少いものもございまして。大体産業経
済費のようなものになつて参ります
と、上廻つておる県は非常に大きく上
廻つておる。言い換へればそれだけ相
当地方債を発行しながら大きな金を投
じておるというわけでありまして、こ
の種の面におきましては基準財政収入
額とその他の一般財源との開きが余り
ないという団体が相当多いわけであり
ます。こういう状況になつておりま
す。

○中田吉雄君 私はこのそれ／＼のず
れを見ることは平衡交付金の総額並び
に配分方法、測定単位等の妥当である
か否かを判定する資料になると思ひま
すので、一つ来月の終りで結構ですか

ら、基準財政収入額と実際収入額との
税別別、各府県別の比較、それから基
準財政需要額と決算額との費目別、各
府県別の一つ比較表をお願いしたいと
思ひます。

もう一つは、もう一つです。御了
承願いたいと思ひますが、二、三の平
衡交付金に關する調査をして見ま
すと、平衡交付金につきまして投資
的経費と消費的経費を分けて、その
年次別の動向を見ますと、正に地方
財政に十分な余裕があるか、窮乏して
おるかに比例しまして、例えば昭和二
十四年度の神奈川県の調査では、ず
つと年を経るにつれて財政が窮乏する
につれて消費的経費が多くなつて、
投資的経費、将来拡大再生産に役立
つようなものが少なくなつてしまつて、
結局地方の人々に直結しておる県庁や役
場の職員を養つ費用に使われておる
というやうなことが計数的にはつきり出
ておるわけでありまして。平衡交付金と
しましては、やはりできるだけ投資的
の経費が多く使われて、そしてそれが
ただ使われて、それだけで済むとい
うやうなことなしに、地方住民が極力
飛躍的發展を来す方向に使われねば
ならんと思ひますが、本年度はこれ
までの動向からして私は一層消費的
な経費に平衡交付金の全部が行つて、投
資的なのが少く／＼少くなつてしま
うのではないかと、いふに予想するの
ですが、そういうことについてはどう
でしょうか。

○説明員(奥野誠亮君) 投資的経費の
内容にもよるわけでありまして、例
え、一応臨時的な建設事業の中には学
校建築等も入れますならば、市町村に
おきましてはむしろ投資的経費が増

大して来ておる、こういうことも言え
ないことはないだらうと思ひます。府
県におきましては、お話のように給与
費が非常に大きくなつて参つておりま
すので、構成の上では投資的経費より
も消費的経費の上にウェイトがかつ
て来ておる、これも争ひ得ない事実だ
らうと思ひます。やはり安定して参り
ませんと、この間の傾向がいろ／＼な
経過を辿るのだらうと思ひます。け
れど、御指摘の点については将来十分考
えて行かなければならない点だらうと
思ひます。

○小笠原三三男君 議事進行につ
いて……我々野党側は退席しますとこ
れは流儀になると思ひのであります
が、委員長においては如何取計らいま
すか。

○委員長(油井賢太郎君) ちよつと速
記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(油井賢太郎君) 速記を始め
て下さい。

○岡本愛祐君 小笠原君、中田君から
いろ／＼御質問がありまして、それに
關連して一、二質問しておきたいと思
ひます。平衡交付金の測定単位費
用ですが、その測定単位並びに単位費
用の問題、市町村のほうにおきまし
て、例えば学校、教育費において、そ
の他の教育費、これはまあ社会教育費
も含んでおるだらうと思ひますが、そ
うすると、部落と部落との間が三キロ
とか四キロとか離れておる部落が相当
ある。そうすると、そこに公民館なん
かも造らなければならぬ。単に測定
単位を人口だけにとることは不合理で
はないかと思ひます。又、他の行政費
というところにおきまして、徴税費

とか戸籍、住民登録費とか、そのほかはその他の諸費というものがあつた。そうすると、これもやはり部落の数が相当あれば、これはやはり通信費とかそういうものも多くなければならぬ。単に人口ばかりではいけないのだから、人口ばかりではいけない。それから又警察消防費にしましても、そういうように部落と部落との間が距離があれば派出所というものがあつたらなければならない。それから又消防団の数の、分団で、分団が設けなければならぬ。分団が設けられれば機械もたくさん備え付けなければならぬ。駐在所が数が多いければその公舎もたくさん造らなければならない。これが一つの欠陥じゃないか。かと私は考へてゐるのであります。殊に町村合併が盛んになつて来ますと、大きな面積の町村ができて来る、そうするとやはりその旧町村と言いますか、その部落の距離が非常に遠くなつて来ますから、その点を考慮しないと、公平な平衡交付金交付の基準に欠陥があるということになりはしないか、というふうに考へるのであります。その点についてお尋ねしておきたいと思ふのでございます。

○委員長(油井賢太郎君) さつき中田君から要求された資料は期日までに間に合いますか。

○説明員(奥野誠亮君) 中田さんの資料は一月の末まででしたら間に合ふようにきめたいと思つております。

○委員長(油井賢太郎君) できるだけ努力願ひます。

○説明員(奥野誠亮君) それから今岡

本さんのお話になりました点、我々の一番頭を悩ましてゐる問題であります。市町村分につきましては今お話のような意味におきます密度補正を、その他の行政費とその他の諸費について行なつてゐるわけでありまして、併しなから、どのような形において密度補正をするかというようになつて来つて参りますと、部落と言ひましても大小種々さまざまでありまして、又総面積当りの人口数を基礎にいたしましても、たま／＼一部の地域に平坦地があつて、あとは全部山林地帯であります。密度が稀薄であるからと言ひましてもそれはど経費がかからないと思ふのであります。ところが谷合に部落が点在してゐる、こういうことになりますと、やはり密度が稀薄でありますと経費が多くなつて来るといふことになると思ふのであります。従ひまして密度で補正をすると言ひまして、どういう密度で補正をするかといふことは非常にむづかしい問題でございます。そういう関係もございまして、例へば教育費を算定します場合には学校数を使う、こういうふうなやり方をしながら現実の施設をつかまえて、所要経費を算出するといふ方法も講じておるわけでありまして、岡本さんが考へられておられますやうな方法を理想的に行う段階までは研究は至つておらないのであります。差当りといひましては、只今申上げましたやうな密度補正を一面経費の算出においてやる、他面においては現実の施設を測定単位において使つて行く、こういうことにいたしてあります。

○石村幸作君 質疑も大分進んだので、これから討論採決に入つてもらひたいと思ひます。

○委員長(油井賢太郎君) 只今石村君から質疑打切りの動議が出ましたが、質疑はこの辺で打切つて御異議ございせんか。

〔賛成〕「反対」「異議なし」と呼ぶ者あり

○原虎一君 そんな勝手なことはな、質疑打切りということはないですよ、自由党が出て来ないで……。

○委員長(油井賢太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(油井賢太郎君) 速記を始め

○岡本愛祐君 そこで只今そういうふうに次長のほうでは苦慮をなすつておる。部落その他のところを考へて人口密度も考へておる。尤も関連性を持つておられるといふことはわかりませんが、その間で平衡化するには補正係数ですか、その係数ですか、その係数の問題になつて来るのですか。

○説明員(奥野誠亮君) 補正係数といひましては只今申上げましたやうな両面の措置を講ずることによつて大体目的を達成して行きたいといふふうに考へておるわけでありまして、併しなからそれでも実情に合わない面も若干ございまして、そういう面はやむを得ませんので、いかなことでもあります。特別平衡交付金の運用に待たざるを得ないのではないかと、かように考へておるわけでありまして。

○岡本愛祐君 そこで今教育費とそれからその他の行政費についてはそういうふうに考慮があるようですが、やはりこれは警察費、消防費についても同じそういう考慮がなければいけないと思ふのであります。

思ふのであります。それで早い話が、部落と部落との距離が非常にあればこの消防分団というものはどうしても作らなければならぬ。そうするとポンプもここに要る、それだけその消防費は殖えるわけでありまして、又この消防費は人口一人に付き幾らと今の測定単位並びに単位費用となつておりますが、それでは完全でないで、或る村に大きなお寺とかそういうものがある。これに対して十分消防施設をしておかなければならぬ、そういうときに単に人口だけではいけない。殊に国庫的建造物がたくさんあればそれに対して消防力をこの村としても充実にしておかなければならぬ、こういうのは恐らく特別交付金で見られるだらうと思ふ。これは市になりまして、京都市とか奈良市とかはそういう面で非常に困つておる。そういうのはどういふふうになつておるのですか。

○説明員(奥野誠亮君) お話のように文化財が多いと消防措置等も講じなければならぬので経費がかかりまして、そういう面につきましては京都市、奈良市等につきまして文化財の数等を基礎にして特別交付金の額を算定しておるわけでありまして。

○岡本愛祐君 又旧軍港都市、佐世保とか横須賀とか呉市とか、そういうところには軍港関係の土地、建物というものもたくさんあり、それも多少は転換しておりますが、人口はやはり今ではその建物に比例しては多くない。だからこれも人口ばかりではいけない。その都市の消防署はどういふふうになつておりますか。

○説明員(奥野誠亮君) 軍港転換都市であるから特に消防費が余計かかると

いふような考へ方は持つてないのでありますけれども、軍港転換都市におきましては従来軍需工場なり或いは軍工廠などに勤務しておつた人が職を失ひまして失業者が非常に多くつてゐる。又繁華時代を基礎にしていろいろな施設ができておるもので、それらのものに金がかかる、こういう問題がございまして、軍港転換都市につきましては、特にそういう意味におきまして特別交付金の額を算定いたして参つております。

○委員長(油井賢太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(油井賢太郎君) 速記を始め

○原虎一君 昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案のほうですね、この第三ページの労働費ですね。これは道府県の労働費と、それから市町村のほうで七ペーの労働費の失業者数、まあこれらの改訂率が十分違つておるんですが、これについて市町村と道府県との上昇率相違を御説明願ひたい。

○説明員(奥野誠亮君) 道府県の労働費の中で測定いたしております経費の内容は、労働委員会費と、それから労働費、労働費といひましては労働教育費、労働団体指導費、労働組合福祉費、労働統計費、労働委員改選費、労働事務所費といふやうなものがございまして、それから更に公共職業補導所費等も測定することにしてゐるのであります。ところが市町村につきましては、労働関係の経費或いは労働委員会

関係の経費というふうなものがござい
ませんで、もつぱら失業対策に関する
事業費を測定しておるわけでありま
す。従いまして府県の労働費の対象に
なっております行政費の中には職員
費を相当多額に含んでおりますので、
職員につきましても給与改訂費を計算
いたして参りますと、自然これらの
単位費用が増額になつて参るわけであ
ります。

○原虎一君 増額はされておるのほ
かりますが、地方の同じ失業者数一人
につき市町村は三千三百八十六円上
つて参つておる、それから道府県のほ
うは失業者数一人に二千九百十四円、
この上る額が違つておるのですね。こ
のまあ算定基礎はどういうふうになつ
ております。

○説明員(奥野誠亮君) 御質問の趣旨
をはき違えておつて恐縮でございま
す。失業対策事業は大体府県におい
て、国で計画しております総額の四
七割ぐらゐを実施し、市町村におきま
しては五三割ぐらゐを実施する、こう
いう傾向になつておりますので、自然
市町村におきまします労働費の単位費用
は、府県の二千九百十四円に對しまし
て四十七分の五十三を乗じまして単
位費用を算定したわけでございま
す。

○原虎一君 それから今一つのほうで
すね。財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案のほうで、非常に面倒なも
のがあるが、お聞きしたい点は、
非常に現行のものには欠点があるとす
るならば、主なるものを御説明願いた
いと思ひます。改正する必要のまゝ理
由といひますか……。

○政府委員(武岡憲一君) お尋ねの要

点は、今回いわゆる按分率の問題につ
きまして、どうしてこういふ改正をす
るかということであると思ひます。従
前におきましては御承知の通り配分し
ようとする普通平衡交付金の総額が、
いわゆる財源不足額の総額より少い場
合の問題でございまして、従前にお
きましてはそれを各団体ごとの、いわ
ゆる財源不足額にそのまゝ按分をいた
して参りましたものを、今回は極くさ
つと申しますれば、各団体の財政需要
額の大きさに按分をしよう、こういふ
考え方に変更したわけでありまして、こ
れは従前の方式で参りますと比較的
自主財源を多く持つておる団体、逆に
申しますればいわゆる富裕な団体と、
仮に言葉が悪いが、比較的
に富裕な団体におけるよりも、つまり
実財源の少ないような団体につきまし
て却つて多くの交付金を減額しなければ
ならん、減額するやうな結果になる、
この点が平衡交付金の本来の趣旨から
申しまして、各団体に財源の均衡を
図つて行くというのが平衡交付金法の
制度の趣旨でございまして、その
本旨から申しますならば、かよう
に改めたほうがより合理的ではない
か、これが根本的な理由でございま
す。

○原虎一君 そこで問題は、簡単に言
いますと、苦心して、努力して不足額
を少くして来たものには平衡交付金が
下らない、より少くなるというやう
な結果を来たさないか、この点です
ね。

○政府委員(武岡憲一君) この算定の
基礎に用いる基準財政需要額及び基準
財政収入額という需要額及び収入額
は、それ、法律並びに総理府令を以

て定めております基準で計算をいた
しますもので、各団体が実際にどれだ
けの収入を挙げたか、どれだけの徴税
の成績を挙げたかという、その実績に
は関係ないわけでございます。団体自
身が客観的に与えられておりますそ
の財源の状況、それによつて算定をい
たすのでございまして、非常に努
力をして多くの徴税をした、多くの財
源を得たものが、これによつて不利に
なるということはないわけございま
す。

○原虎一君 そりういたしますと、何と
言ひますか、標準需要額と、それから
基準収入ですかとの、非常に不足額を
生ずるものに、その額に比例して多く
支給する、結論的に言ひましてそり
う結果になるのですか。

○政府委員(武岡憲一君) 財源不足
額、従前の方式で申しますれば、いわ
ゆる財源不足額、つまり需要額に對し
て収入額の少ないものでございまして、
その大きい団体は多額の、つまり
収入の少ないような団体ほど与えられる
交付金の額が多くなるのでございま
す。ところが今度の
方式によりましますと、その点はむしろ
端的に申しますれば逆でございま
して、交付金の財源不足額の少ないやうな
団体、逆に申しますれば税収入の、多
くの税源を持つておる団体、而も財政
需要額の大きい団体、そりうやうな
ほうが比較的余分に交付金の額は落さ
れておる、こりう結果になると思ひ
ます。

○原虎一君 まあそのくらいでよろし
うございませう。

○中田吉雄君 合併の際の段階補正の
問題について御説明がありましたか、

合併のために平衡交付金が少くなつた
りして、そのために中央の方針である
合併に支障を来してはいけないという
やうな意味での一般交付金についての
段階補正の趣旨はわかりましたが、町
村が合併いたします際には、長い間の
伝統のある町村を合併します際には、
やはり自然環境その他があり、道路を
直すとか橋梁を修理するとか、或いは
公民館を一所に持つて来るとか、消
防を設けるとか非常にありますが、
合併を促進するために特別交付金なん
かを格段の配慮をして合併を促進す
るというやうなことはないのであ
らう。

○説明員(奥野誠亮君) お話のよう
に、町村合併の当初におきましては
いろいろ経費が余分にかかるだらうと
思ふのであります。そりう意味合に
おきましては普通交付金でございま
せんで、別途に合併町村の数に應じま
して必ず若干の特別交付金を交付する
というやうな方法をとりたいて考へてお
ります。その他の面につきましては、
起債の證議の場合にどのような態度を
とるかという点でありますけれども、
十分合併町村の成果が上ります
やうな考慮を加えて行かなければなら
ないのじやないかというやうな考へを
持つております。

○中田吉雄君 このたびの特別交付金
の配付についてもそりうことにな
るのですか。何か立法措置をしてやると
いう意味ですか。各地方ともやはり何
らかの措置があるではないかという
で、そりうこととからんでやろうと
いうので、合併を待機しておるやうな
ところが可なり多いと思ふのですが、
それはどうですか。

○説明員(奥野誠亮君) 昨年は普通交

付金の計算に当りましたは、今回考へ
ておりますやうな措置を行なかつた
わけでありませう。併しながら一町村当
り若干の金額というものを特別交付金
の中に算定したわけでありまして、今
度もそれを継続したいというふうな考
へておるわけでありませう。

○中田吉雄 私は昭和二十七年十一月
二十六日に頂いた書類と、約一カ月、
二十日ほど遅れての十二月十九日に頂
きましたこの各府県の費目別の税収
と、どう変化しておるかということ
を、どう変化して参つてみたのですが、
実に驚くべきこの二十日間の結果であ
つて、この税収の各府県別の変化があ
るのに驚かされたわけなものであります。
これでは如何に我々が精密な基準財
政、その配分についても、これは非常に
問題だと思ふのですが、特に府県の事
業税、入場税、遊興飲食税等の、この
やうな変化のないもの、もつといひ
把握方法、現在のこの掴み方について
欠点があつて、何らかの考慮をされよ
うというやうなことはないのであ
らう。これは単位費用の計算と共に非常
に重大な、数値も違つておるやうな
ところがある。どうして私にはそんな
変化がないと思ふのか、二、三事業
税で違つておる。これでは百分の七十
としてみるおと、もう平衡交付金が一
億やそこら直ぐ違ふ。我々が今回頂
いた十六日の資料と、約二十日間遅
れの資料とでは、私各県別に計算器
を以て弾き出した見えたのですが、そ
れほど変化があるのです。これは基準
財政政じやない、非常な変化がある。
時間がありませうから。(いい質問だ
よ)「もつとやれ」と呼ぶ者あり)こ

は実にこの辺に大きな妙味があるので、これはないかと思ふのです。私は有力な代議士の出身県とこれとの関連において、これを考えて見ようと思つておられるのですが、これは特需産業なんかがあつたり、繊維産業なんかがあつたり、不況が来たというなら了解いたしますが、農業県でその変化の予想されないようなところでは、この十一月二十六日に頂いた書類と、この十九日に頂いた書類とは、事業税なんかについてもそれほど変化があるのです。各県とも按分的な変化があつて、税収全体をたくさん見て按分されたというなら了解できるのですが、この点はまあ時間がありませんので言いませんが、これは非常に変化があるので、私は現在のこの事業税、遊興飲食税、入場税等の把握に使われている方法について、何らかの考慮を払わなければならないのじやないかというふうに考えます。自治庁とされては基準財政収入の算定方法について、現在のこの所得税なんかを中心にした方法から、更にそれを補正して一層完璧なものにするような考えはありませんか、二億ぐらい運つてゐるのです。

○説明員(奥野誠亮君) 十一月の二十六日の数字と言ひますのは、或いは前年度の決算見込額に按分して算定した資料だらうと思ふのであります。ところが十二月に出しております資料は、本年度平衡交付金の計算に用ひます数字であるわけでありまして、決算額と平衡交付金の計算に用ひます金額とは必ずしも合致いたしませんので、そのような結果を来しているわけでありまして、現実の決算方法を基礎に使用しませんで、交付金の計算の場合

には客観的な全国的な均衡のとれた係数を用ひたいというふうな考え方を採用しておりますために、どうしても差が生ずるわけでありまして、非常に努力した県と、そうでない県との間においては、その間に公平を期した決定をしなければならぬのじやないかというふうな考え方を採用しております。で事業税につきましても、個人分は前年度の所得額を課税標準にしておりまして、所得額の課税の統計に上つて参りますので、国税庁の統計に上つて参ります所得税の課税の基礎になりました所得税を用ひておられます。法人の事業税につきましても、資本金額五百万円までのものにつきましても、税務署で決定いたしました所得税を用ひ、一億円以上の会社につきましても個別に自治庁で算定をいたしまして税額を決定をいたしました。資本金額五百万円から一億円未満の会社につきましても、昨年の事業所統計に基づきます産業分類別の従業者数を基礎にして、地方団体の別々の金額を算定するというふうな方法をとつて参つておりますので、大体徴収し得べき税収入額は基準財政需要額の算定の際、計算できてゐるのじやないかというふうな考え方を採用してゐるわけでありまして。

○中田吉雄君 只今奥野さんの御説明がございましたが、この昭和二十七年道府県収入見込額調というやつ、これが十一月二十六日に頂いた資料です。それから昭和二十七年、二十六年年度の基準財政収入額に関する比較調、これは十二月十九日、まあ二十日余りの間なんです。只今の説明であるので、いろいろ事情があることとは思ひますが、非常な変化があるのです。私一つ／＼當つてみたのです。なかなか厄介なことなんです。そこで私はやはり単位費用のことについて事細かくやつてもこの方面に非常な大きな問題がある中で、課税所得の把握については非常に問題があると思ふのです。これは年が明けてから、補正係数等から見て一つよく正月明けに勉強して来て、本格的に自治庁の各位と一つ十分論議を交えたいと思ひますので、一つその用意を以て資料を十分整えて頂きたいと思ふのです。これでしたら、どんなに補正係数をいじくつても、単位費用についていじくつても、インフレーションができるようなことでは、この科学的な如何にも精密なようではあるが、必ずしもそれでいいというところもありまして、特に平衡交付金の趣旨として、一切の政治的なことに關係なしに極めて技術的に配付できるという立場から、特に税収の把握については十分御質問したいと思ひますので、なか／＼厄介だと思ひますが、そういう用意を以て資料を一つお整えを願ひたいということ、事業税、入場税、遊興飲食税の把握方法について、現行の方法ではいろいろ問題があると思ひますので、一つ十分御考慮願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほど来の中田先生の御指摘の点でございまして、平衡交付金の算定に當りましては、御指摘の通りに、ひとりで基準財政需要額、その基礎になりまして単位費用、或いは補正係数というものをだけ用法定いたしましたので、全く尻抜けでございます。私どももいたしまして、これは基準財政収入額の算定方法も今の基準財政需要額の単位費用、補

正係数と共に法定をいたしたい、これはできれば二十八年度分からはいいたいというところで、今折角研究を進めておる次第でございます。只今御指摘の資料でございまして、これは一つは二十六年の決算見込でございまして、これはいわば実収でございまして、これには各地方団体の努力がそれ／＼反映してゐるわけでございます。その余計取つたところには少く行くというところでは、これは不公平であります。そこで基準財政収入額の算定をいたしましては、これはやはり客観的な一定の基準に従つてこれを算定いたしまして、その団体がどれだけ取れようと取れまいと、とにかく各団体の通じて共通の基準で算定をいたしまして、そうしてどれだけ税収があるものという計算をいたしまして交付するわけでありまして。そうでありまして、実際に入つて参りましたその団体の税収入、即ち決算を取りましていうことになりまして、これは努力して一生懸命やつたところが損をするということになるわけでありまして。これは交付金制度の性格からいたしまして、当然そうなければならぬわけでありまして。ただ算定の方法が現在総理府令で定まつておりますものが適當でございませぬので、これを早急に法律化したしたいというのが私どもの考え方でございます。

○中田吉雄君 努力したところが少く平衡交付金が行つてはいけないうことについてのはわかりませんが、事業税について、努力だけで一県について一億も二億も違うというふうな徴税技術の差は私はないと思ひます。およそ努力には限界があると思ふのです。それは大都市のような特需産業でもあつたりするところならば別ですが、基幹産業は農業であつて、極めて零細な中小企業を主体としたようなところでそのような変化があるので、そういうもので徴税の努力だけで一億も二億も違うというところは、私は到底これは考えられないわけでありまして。ここではまあ議論になりましてから言ひませんが、あとからどこどこというところを指摘しますが、その事業税の努力で一億も二億も違うというふうなことは、これは想像できないわけなんです。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の点につきましてはちよつと補足して申し上げますが、これはやはり税率は標準税率で計算してゐるわけでございます。その十分の七というところを押えておるわけでありまして。ところが、実際の団体におきましては、標準税率超過課税をいたしておる所もあるわけでありまして、従ひまして単なる決算に出て参りました実数を基礎にして、それと非常に違ふからというところで今の問題は解決できないわけでありまして。ただ基準財政需要額の算定よりも、御指摘の通りにいろいろ御疑問をお持ちになりますように、基準財政収入額の算定は非常にむずかしいから、私共これはずつと地方財政委員会以来関係の者が研究をいたしておるわけでございますが、こちらのほうで選れて来しておりますというところは、やはりそれだけ事柄がむずかしいこととございまして、まあ併しながらだん／＼と研究も固まつて参りましたので、できれば明年度からでも一つ法定化したしたいという考え方でございます。

○中田吉雄君 この単位費用や補正係

数、それからその次には基準財政需要の測定については、かなりの実施以来の経験に鑑みまして、相当の精密なものになつて来ておると思ひます。併し基準財政収入の見積りにおいてはそれと比較して私は格段のまあ困難性もあると思ひますが、大いにもつと検討して頂かなければならぬと思ひます。標準税率以上にとつておるから、そうなつておるかもしれないということですから、各府県別のその比較を出して頂くときには、一つ標準税率からどれだけずれておるかという税率も併せて附加して比較検討できるようにして頂きたいと思ひます。

○小笠原三男君 私も関連して今の質疑の経過から素人として腰だめの質問をいたしますが、次長が只今お話になつたように、客観的に基準財政収入を算定して、それでやる以外には方法がないということですが、併しその客観性ということには程度があることも、不十分であることもお認めになつておられる。そうするとここに単位費用その他が客観的に計算されても、特殊な地方公共団体が実際帳尻が合わない、赤字だという哀訴願をして来ます場合には、特別平衡交付金でやれるようにはつきりした趣旨のものではない。併し面倒は見えてやりたい、こういうようなことで、その間政治力が加わつたりすれば或る程度の調整もでき、そのことは客観性に程度があるから誰もわからぬことである。こういうようなことが行われる。そこに自治庁としては地方公共団体のいろいろ具体的な実情を聞く余地も起つて来るし、又そういうことで一面この法の精神が崩れて行くという面もあるのでは

ないかという疑念も持ちますが、そういうことは一切なくて一応程度の問題であつても、客観的に計算したものは動かさない、如何様な実情があろうとも動かさないのだ、こういうことでやつておられる、今後やるのか、この点を伺つておきたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の御指摘の点でござりますが、普通平衡交付金は、御指摘のように客観的な基準でこれは算定をいたしますが、ただ特殊の団体につきましてはさうな一般的な基準によつては算定し得ないものであつて、而もそれをやはり見込まなければならぬ不合理があるという特殊なものがございます。場合には、これは今の特別平衡交付金のほかにございまして、これもいづれも配分の基準というものを定めておきまして、それに該当するものに交付するという建前にいたしておりますが、さうな建前に該当することになつて来るわけでございまして、従つて特別平衡交付金が浮くというふうな問題であらうと思ひますが、併しこれにつきましては御承知のようによつて自治庁には地方財政審議会という常設の審議機関があるわけでございまして、先程大臣からも申し上げましたように、全国の県市町村の団体が共同して推薦をした委員が三名加わつておるわけであります。それに二名の政府推薦の委員、この五人の委員が交付金の配分につきましては一々審議をせられて長官に意見を述べざるわけでありまして、長官は法律上これを尊重する、こ

ういうことになつておるのでございまして、その意見に従つて配分が具体的にに行われるわけでございします。更に自治庁には御承知のようによつて、参与と申し

まして、これには全国の県市町村の各執行機関、議決機関の会長自身が六名参加しておられます。そのほかに学識経験者が四名おられるわけでございまして、これにもさうな重大な問題につきましては意見を求めて処理するといふことにはいたしておりますので、決して自治庁の事務当局だけで事が運ばれるといふような仕組みになつていないわけでございします。交付金の配分につきましてはさうな慎重な配慮があるわけでございします。

○小笠原三男君 そのお話を地方財政委員会があつて、それが独立した機関で事務スタッフを持つておる場合なら私は十分肯綮に値するものがあると思ひますが、いづれにしても審議会には事務局はない、そうして出る資料は自治庁の資料だ、ただ委員がそれを根拠にしていろいろ審査するということだ、或る程度実際には限度があることだ、こういう点も考えると、必ずしも次長が言われるようなことではなくても、もう審議会に出るまでにきちんとして合理的な説明ができるように十分ぬかりなくそれはやつておるものだろうと思ふ。だから私としては今の話をどん／＼聞いていられると、どうもやはりどこか不十分な点があるのじやないか、自治庁自体で操作できる得る範囲というものが残つておるのじやないかという疑念を持つておるのですが、まあこの点も中田委員のほうで資料を要求しておやになるようでありまして、それから、これ以上申し上げませんが、私も福岡県なり山口県なり島根県に行つて、材料をもらひ説明を詳しく聞いて持つて来た資料と、自治庁から出された資料と見ると、基準財政収入額或いは実

際上の決算見込額さえも違つておるものがある。それでいろいろこれは検討を要する問題であるのじやないかと思つておられますが、まあこれ以上は申し上げません。

○中田吉雄君 お尋ねしますが、事業税、遊興飲食税に対しては税務署の所得というものはどの程度参考になつておりますか。

○説明員(奥野誠亮君) 遊興飲食税につきましても、個人事業税につきましても、国税の所得額をそのまま使つております。ただ遊興飲食税のうちで法人経営にかかる旅館につきましては集計したものがございますので、止むを得ず二十六年度の事業所統計による旅館業の数を基礎として算定しております。

○中田吉雄君 そが私は非常に大きな問題になる。結論から言いますと、党のことであつてこつちの県に講演に行つていろいろ総務部長なんか聞いてみると、しゃんとした税務署長が来たら大変だと言つておる。きちんと取つていい成績を上げてどん／＼榮転するやうな税務署長が来たら、それはもう大変なんだ、そのほうで一杯余計取られ、又取られて、これは非常に問題だと言つておる。これは非常に大きな問題なんです。ただ所得だけで課税することとは、それも一応の基準になるが、やはり多角的な把握方法を私は用いないと、国税で一ぱいやられ、地方税で又基準財政収入をたくさんにみられて、そのことが私は非常に大きな問題になつておる。政府は国民所得を勘定して、そうして各県の県民所得を勘定して、米の超過供出割当みたいな割当てですから、そういうことが基

準になるのですから、私はそこに大きな問題があると思ふ。自治庁の作為とか、政治的な考慮とかいうようなものよりも、税務署の査定が課税標準になり、対象になるということに非常に問題があるといふので、この点については単位費用、補正係数と同様に未整地と言つてもいいほど大きな分野だと思ひますので、来年度からと言わずに、私は一応ここで計算を、やはり特別交付金ではつきりしてもらいたいのです。私自身それくらいな対決を自治庁とやる決心しております。あちこち調べておりますから、一つ手ぬかりのない計算をお願いいたします。もう打切ります。

○委員長(油井賢太郎君) 本多國務大臣にもう一点だけ伺ひしておきますが、この委員会に陳情、請願が非常に多いから参つておられますが、各地方団体はいずれも赤字財政で困り抜いておる。而もその困難さは大体政府のやり方が悪い、端的に申しますれば、そういつたようなことが飄々としておるわけなんです、大臣としては地方団体に對するところの今後の方策としては、いわゆる事業面の縮小を図らせるというところで努力されるのか、その他に何か適切な方法があるのか、その他、各地の要望が多い状態に鑑みて、明白に一つお答え願ひたい。

○國務大臣(本多市郎君) 地方財政の困難な状況に對しましては、当面の問題としては、参議院の予算委員会で大蔵大臣が申上げましたやうなことで、切り抜けるように努力して頂きたいと思つております。又現行制度の、現行の財政制度の下におきましても、私といたしまして、地方財政確保のために

全力を尽したいと考えております。この地方財政の困難性を生じた理由には、いろいろ地方制度そのものに再検討を要する点がある結果であると思ふのであります。この根本的な解決策はやはり地方制度調査会等の答申を得まして、それによつて対策を立てなければならぬと考えております。いづれにいたしましても、私にいたしまして地方財政の確定ということに最善の努力を続けて行きたいと考えております。

○委員長(油井賢太郎君) なお地方制度調査会の議事の進行なり、研究の課題というものは、当参議院の地方行政委員会のはうにぬかりなく一つ御連絡を願つて行きたいというようにことを申上げておきます。他に御質疑はございませんか。

○小笠原三三男君 これは問題は、ついでに申上げますが、地方団体では議員立法或いは政府提出の法案がほとんど出て、それに伴う財政需要の裏付けが十分でないという事で、赤字であるという事で、赤字であるという資料を各府県町村から我々は相当もらうのですが、これは議員立法でありますから、我々もその審査にタツチしなければならぬのでありますが、この間の母子福祉の貸付金の法かなんかが厚生委員会を通つて出ておりますが、あゝい場合には議員立法であつても十分自治庁と連絡があつて、将来法の公布のあかつき平衡交付金のほうで単位費用というふうなことを考えているという了解があつたのかどうか、例えば十八億という金のうち九億は差当り地方が持出すのであるという法律なんですか、こういう財政的な裏付けは政府とし

て連絡があつて考慮されておるのであるか、この点はただ一例として申上げましたが、一般にそういう問題について各省から十分な連絡が自治庁にあるのかどうか、この点をこの際お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今小笠原委員の御質問は、非常に地方の負担という関係から非常に大きな問題でございまして、今の母子相談員の関係の立法でございまして、これにつきましては、私どももいたしましては、やはり奨励的な要素を持つものと考えておくべきではないか、従つてこれは必ず置くという強制的なものでなく、むしろ置くことができるという任意主義のものにいたすべきではないかというくらいに考えておつたのであります。併しなごらうと、話をいたしておきます間に、非常に強い御要望の筋がございまして、若しもそういうことで置くこととしたら、若しもう一つ、やはり平衡交付金の算定の上で明確にいたしたほうがよいと思ひますので、置く以上はそれじやばつて置くというふうな形のもの或いは置くことができるという形のもので、全体として置くという建前で、やはり財源の計算はすべきものであろうというふうに考えまして、将来の措置としてはさうにいたしたいと、最後のには承認をいたしたような関係であります。併しなごらう他の法律におきましても、例えば農業改良助長法といひましたか、農業改良普及員を設置するといふ法律が最近通過しておりますが、これらは政府といたしましては、私どもは聞いていなかつたのでございまして、これも地方につきましては若干の補助をするとい

う趣旨もあるようでございまして、現在事実上やつておるわけではございますが、併し地方の負担に關係のあります法律が、実は事務當局のほうで余り知らないうちに通るといふことも過去において若干の事例がないわけではございませんので、それらの点につきましては、政府内部の關係のことは次官會議、閣議等で連絡がつくのです。国会御提案の分につきましては、それらの点が若干主管の省のほうからやはり自治庁にも連絡をする扱いになつておるのでございまして、その辺必ずしも円滑にされない嫌ひがあるものであります。

○岡本愛祐君 只今小笠原君から御質問の点、実は私が委員長を承つておつたときに、当時の地方自治庁にもよく申して、地方行政委員会において勿論委員が専門員が十分注意をするけれども、何しろ大きな法律であるから一見落すこともある。だから自治庁のほうで気がついたら成るべく速かに委員会の事務局のほうと連絡してもらいたいといふことを申したのであります。又殊にこれが厚生省並びに文部省等に多いのであります。殊に厚生省關係は国民健康保険とか、いろいろなことがあつて、厚生省には、時にこゝへ来た局長に、今後は厚生省のほうでいやくも地方負担になるようなことがあれば、必ず地方行政委員会に連絡をしろといふことを申したのであります。未だにそれがうまく行つておりません。だから改めて各省に対し、地方行政委員会に關係のある各省に対して、委員長からよくその旨を申して

おいて頂きたいと思ひます。

○委員長(油井賢太郎君) 承知しました。

○岡本愛祐君 専門員のかたも十分御研究願ひたいと思ひます。

○委員長(油井賢太郎君) 他に御質疑があらうですか。別に御発言もないようでございまして。質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあらうのかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。なお修正意見等がございしたら討論中にお述べを願ひます。

先ず地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について御討論を願ひます。別に御意見もないようですから討論は打切つてよろしうございしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

賛成のかたは挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(油井賢太郎君) 多数と認めます。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案は、衆議院送付案の通り可決いたしました。

次に、昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案について質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(油井賢太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。討論はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) 討論はないものと認めて採決入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) では昭和二十七年年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案について衆議院送付通り賛成のかたの挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(油井賢太郎君) 総賛成であります。よつて、昭和二十七年年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案は衆議院送付通り可決せられました。

なお以上両案につきまして、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案二案を可とせられるかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
〔地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案〕

中田 吉雄 石村 幸作
宮田 重文 小笠原二三男
岡本 愛祐 館 哲二

〔昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案〕

中田 吉雄 石村 幸作
宮田 重文 小笠原二三男
原 虎一 岡本 愛祐
館 哲二

○委員長(油井賢太郎君) 御署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

○委員長(油井賢太郎君) なおこの際お諮りしておきますが、自由党の理事の堀末治君から都合によつて地方行政委員会の理事を辞任したいという届が出ておりますから、これを許すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) よつて理事の補欠をいたさなければなりません。が、如何いたしましょうか。理事の互選ということになつておりますが……。

○小笠原二三男君 委員長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○委員長(油井賢太郎君) 只今小笠原君から委員長一任という動議が提出されましたが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) 御異議なければ石村幸作君に理事をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。
午後六時五十六分散会

十二月二十五日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は十二月十三日)

一、地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案
一、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案

昭和二十八年二月三日印刷

昭和二十八年二月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局